

【大郷町】訪問型サービスコード表(介護予防訪問介護に相当するサービス):A2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス11	訪問型サービス費11	週1回程度の場合		1176	1月につき
A2	2111	訪問型サービス11 日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12	訪問型サービス費12	週2回程度の場合		2349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12 日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13	訪問型サービス費13	週2回を超える程度の場合		3727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13 日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型サービス21	訪問型サービス費21	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき (※1)
A2	2511	訪問型サービス22	訪問型サービス費22	生活援助が中心で、所要時間20分以上45分未満の場合		179	1回につき (※1)
A2	2621	訪問型サービス23	訪問型サービス費23	生活援助が中心で、45分以上の場合		220	1回につき (※1)
A2	1411	訪問型短時間サービス	訪問型短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合		163	1回につき
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止 措置未実施減算	週1回程度の場合		-12	1月につき
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11 日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		週2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12 日割				-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		週2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13 日割				-1	1日につき
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心で、所要時間20分以上45分未満の場合		-2	1回につき
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23		生活援助が中心で、45分以上の場合		-2	1回につき
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算 短時間		短時間の身体介護が中心である場合		-2	1回につき
A2	D211	訪問型型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画 未策定減算	週1回程度の場合		-12	1月につき
A2	D220	訪問型型業務継続計画未策定減算11 日割				-1	1日につき
A2	D212	訪問型型業務継続計画未策定減算12		週2回程度の場合		-23	1月につき
A2	D213	訪問型型業務継続計画未策定減算12 日割				-1	1日につき
A2	D214	訪問型型業務継続計画未策定減算13		週2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	D215	訪問型型業務継続計画未策定減算13 日割				-1	1日につき
A2	D216	訪問型型業務継続計画未策定減算21		標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2	D217	訪問型型業務継続計画未策定減算22		生活援助が中心で、所要時間20分以上45分未満の場合		-2	1回につき
A2	D218	訪問型型業務継続計画未策定減算23		生活援助が中心で、45分以上の場合		-2	1回につき
A2	D219	訪問型型業務継続計画未策定減算 短時間		短時間の身体介護が中心である場合		-2	1回につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			1月につき
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が90/100以上の場合	所定単位数の 12%減算			1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算			1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき

※1「1回につき」のサービスコードは、緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定ができるものとします。

	…新規のサービスコード
	…変更のサービスコード
	…適用終了のサービスコード

【大郷町】訪問型サービスコード表(介護予防訪問介護に相当するサービス):A2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200	
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 1	介護職員等 処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 170/1000 加算		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等 処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 145/1000 加算		

※1「1回につき」のサービスコードは、緩和した基準による訪問型サービスと同一月において併用する場合にのみ算定ができるものとします。

	…新規のサービスコード
	…変更のサービスコード
	…適用終了のサービスコード